

○西之表市ふるさと応援寄附条例

平成20年9月29日条例第27号

西之表市ふるさと応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、西之表市を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として市民との協働を基本としながら、各種事業を実施し、寄附者の西之表市に対する思いを実現することにより、多様な主体の参加による地域特性を生かした人情豊かで力強いふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 この条例に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地元産業の育成及び起業の支援に関する事業
- (2) 市外との交流の推進に関する事業
- (3) 次世代を育成するための子育て支援に関する事業
- (4) 高齢者の生きがいづくり及び医療福祉に関する事業
- (5) 学校教育の充実、人材育成に関する事業
- (6) 循環型地域づくり及び環境保全に関する事業
- (7) 集落の維持・機能強化に関する事業
- (8) その他目的達成のために市長が必要と認める事業

(寄附金の管理運用)

第3条 寄附金は、西之表市ふるさと応援寄附基金条例（平成20年西之表市条例第28号）に基づく西之表市ふるさと応援寄附基金により管理し、運用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、寄附者の意向が反映されると判断される場合には、寄附金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

(寄附金の使途指定)

第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄附をすることができる。

2 寄附者が寄附金の使途を第2条各号に掲げる事業のうちから指定しなかったときは、同条第8号の事業の指定があったものとみなす。

(運用状況の公表)

第5条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。